

第139回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和4年10月18日(火) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和4年10月18日(火) 午前 9時45分
- 3 閉会の日時 令和4年10月18日(火) 午前10時37分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 10名 欠席 0名

	氏名	出欠の別		氏名	出欠の別
会長(1)	浮田 孝允	出	5	奥田 哲也	出
職務代理者(6)	岸本 博	出	7	串田 修	出
2	大森 美也子	出	8	今東 徳雄	出
3	大森 勇二	出	9	延澤 強哉	出
4	岡本 五樹	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会長 藤田 眞樹
 東区協議会長 岡崎 章二
 事務局 担当局長 佐古 和之 総務・農政担当課長 菱川 真輔
 農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司
 担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 橋本 聡実
 主任 川田 秀紀

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
- 別紙 (3) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 別紙 (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)
 別紙 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の移転)
 別紙 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定及び転貸)
 (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報告 (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 (4) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

申請等（１）農政関係等について

（２）その他

９ 議事録署名委員の氏名

３番 大森 勇二

８番 今東 徳雄

１０ 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第１３９回岡山市第二農業委員会を開会します。本日の欠席は ０ 名です。

本日の議事録署名委員を指名します。３番 大森 勇二 委員、８番 今東 徳雄 委員にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

橋本係長 議案の訂正ですが、「第１３９回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。第１号議案、別紙申請等（３）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）１ページ東区４番として別紙内容を追加してください。

また、申請等（６）利用権の設定及び転貸について、３９ページ中区５２番の利用権の設定を受ける者を記載のとおり訂正してください。

続いて４８ページ中区９番の農地の所在、地目、面積のうち、桑野■■■■田 ６，２３０㎡を削除。５５ページ中区１３番として別紙内容を追加してください。

また、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定による届出について、５ページ東区１０番として別紙内容を追加してください。

続いて、転用案件について、９月２０日に許可の議決をした、中区江崎で特定流通業務施設を転用目的とする５条申請は、面積が３，０００平方メートルを超えていましたので、９月２８日の県農業会議に諮問し、許可適当との答申を受けましたので報告します。なお、許可書の交付は開発許可を待ってから行います。

以上です。

議長 それでは申請等（１）農地法第３条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 １ページ１番、新規農による所有権移転です。受人は現在、耕作面積はありませんが。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもみても問題がないこと、令和４年１０月１３日公告の吉備中央町の利用権３，４６７㎡を含めると、許可後に農業委員会が定める下限面積４０アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 １番の１件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

橋本係長 1 ページ 2 番、増反による使用貸借権の設定です。受人は現在、約 84 アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、社会福祉法人で、業務の運営に必要な施設の用に供すると認められ、農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号に該当することから許可要件をすべて満たしていると考えます。

3 番、新規農による所有権移転です。同時に吉井、一日市の農地 2, 778 m²の利用権設定申し出がされています。(別冊議案 19 ページ 148 番から 150 番) 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないこと、許可及び利用権決定により農業委員会が定める下限面積 40 アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 2 番、3 番の 2 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等 (1) は、1 番から 3 番までの 3 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等 (2) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

川田主任 1 番、申請地は、農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、露天資駐車場として一時転用中です。

受人は、中区長利で自動車販売業を営む者ですが、展示車両の台数が増えたため令和元年 11 月 18 日付けで、農地法第 5 条一時転用許可を受け、露天駐車場として使用しています。許可期間の満了に伴い、引き続き露天駐車場として利用するため、永久転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2 番、申請地は、令和 4 年 3 月 17 日付農振除外済の案件で、農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は露天駐車場及び臨時技能講習場所・フォークリフト走行実技教習場・小型移動式クレーン実技教習場で所有権を移転します。受人は現在、広島市安芸区に本店を置き教習所の運営など総合ライセンス事業を営んでいますが、中区倉田の事務所・南区築港元町の学科会場・南区藤

田の実技会場と離れており非効率なため、弊社事務所の隣接地であり交通のアクセスの良い申請地を露天駐車場等として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

3番、申請地は、令和3年10月15日付農振除外済の案件で、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、中区倉益で建設業を営んでいますが、現在借りている露天資材置場と露天駐車場が所有者から返却を求められており、事務所に近く交通のアクセスの良い効率化の見込める申請地を露天資材置場・露天駐車場として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場・露天駐車場で所有権を移転します。

受人は現在、北区問屋町で建築業を営んでいますが、現在使用している露天資材置場が手狭になり、現在代表取締役の新築中の家に近い利便性の良い申請地を露天資材置場・露天駐車場として利用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、6番は同じ地域で同時申請ですので、まとめて説明します。申請地は、いずれも令和4年3月17日付けで農振除外済の案件です。農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

5番受人は現在、南区芳泉四丁目の借家に夫婦2人で居住していますが、手狭になったため、互いの実家に近く交通の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、受人は現在、南区芳泉四丁目の借家に家族4人で居住していますが、手狭になったため、職場に近く交通の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番から10番は同じ地域で同時申請ですので、まとめて説明します。いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

7番受人は現在、南区泉田三丁目の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、職場に近く交通の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

8番、受人は現在、玉野市田井の持家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先・子供の学校にも近く交通の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするもので持家は売却しま

す。

9番、受人は現在、中区原尾島の借家に家族3人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、妻の勤務先・夫の実家に近く交通の利便性の良い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、中区倉田の実家に家族5人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え手狭になったため、実家に近く環境の変わらない申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、実家には引き続き両親が居住します。いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番から10番までの10件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、東区の説明をお願いします。

橋本係長 3ページ11番、令和4年3月17日付で農振除外の案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、南区南輝三丁目の借家に家族4人で居住していますが、実家の家事や農業の手伝いのため頻繁に行き来する必要があるため不便なため、実家の隣接地で家族の世話や耕作に便利な父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 11番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等(2)は、1番から11番までの11件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定について、申請等(3)所有権の移転、申請等(4)利用権の設定、申請等(5)利用権の移転、申請等(6)利用権の設

定及び^{てんたい}転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

川田主任

今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等（３）の所有権の移転については、東区分で１ページ１番から３番までと、追加４番の４件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、１番、２番は財団から担い手への所有権移転で、３番、４番は農地の所有者から財団への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等（４）の利用権の設定については、中区は２ページ１番から３ページ１６番までの１６件、東区は４ページ１番から２７ページ２３番までの２３件です。このうち、中区の３件は、農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（５）の利用権の移転については、中区は２８ページ１番の１件で、農協転貸の移転です。東区の案件はありません。

申請等（６）の利用権の設定及び転貸については、中区は２９ページ１番から５５ページ１３番までと追加１３番の１３件、東区は５６ページ１番から６２ページ２番までの２８件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

本日配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等（３）所有権の移転を除く、申請等（４）、（５）、（６）を合計したものです。岡山市全体では計７６８件、第二農業委員会分は４１２件で、中区が１５２件、瀬戸地区を除く東区が２０３件、瀬戸地区が５７件です。面積はご覧のとおりです。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり承認意見となっています。

以上です。

議 長
全 員
議 長

ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

ありません。

それでは、申請等（３）、（４）、（５）、（６）の岡山市農用地利用集積^{しゅうせき}計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（７）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長

４ページ１番から５ページ９番までと、追加１０番の１０件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は所有権が９件、賃借権が１件で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。

各地区協議会では、すべて受理意見となっています。

以上です。

議 長

ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（7）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届け出について、1番から10番の10件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

橋本係長 報告（1）農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については、6ページ1番から5番の5件で、転用目的は共同住宅3件、露天駐車場1件、診療所・薬局1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については、7ページ1番から4番の4件で、転用目的は分譲住宅地3件、露天駐車場1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、8ページ1番から4番までの4件です。解約理由はすべて耕作目的で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地改良届については、9ページ1番、2番の2件です。内容は普通野菜畑1件、果樹園及び普通野菜畑1件です。

以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明。

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務代理者 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員